

横芝光町外部の労働者による公益通報の処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、本町が通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関として、外部の労働者からの公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部公益通報 法第2条第1項に規定する労働者であつて同条第3項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）について処分又は勧告等を行う権限を有する本町の機関に対して行う同条第1項の規定による公益通報をいう。
- (2) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課等をいう。
- (3) 通報等 通報対象事実に関する通報及び相談をいう。
- (4) 通報者等 通報等を行った者をいう。
- (5) 被通報者 通報対象事実に関する行為を行った、行っている、又は行おうとしていると通報等をされた者又は事業者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この訓令において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(外部公益通報窓口の設置)

第3条 外部公益通報の受付及び外部公益通報に関連する相談事務等を行う窓口（以下「外部公益通報窓口」という。）を総務課に設置する。

(外部公益通報の受付等)

第4条 外部公益通報は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談その他町長が特に必要と認める方法によるものとする。

2 外部公益通報窓口は、外部公益通報があつたときは、外部公益通報受付票（別記第1号様式。以下「受付票」という。）を作成し、所管課へ送付するものとする。

(外部公益通報の確認等)

第5条 所管課は、受付票の送付を受けたときは、必要な確認を行い、外部

公益通報として受理又は不受理を決定するものとする。この場合において、外部公益通報を行った者（以下「通報者」という。）からの通報が次に掲げるものに該当する場合は、これを受理しないものとする。

- (1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的によるもの
- (2) 内容が具体性を伴わず不分明なもの
- (3) 内容が虚偽であることが明らかなもの
- (4) 匿名で行われたもの（客観的かつ具体的な根拠を示して通報されたものを除く。）
- (5) 通報対象事実について町が処分又は勧告等をする権限を有しないと認められるもの
- (6) その他外部公益通報に該当しないことが明らかなもの

2 所管課は、外部公益通報の受理を決定したときは受理した旨を、不受理を決定したときは受理しない旨及びその理由を、外部公益通報受理・不受理通知書（別記第2号様式）により、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。

（教示）

第6条 所管課は、通報対象事実が前条第1項第5号に該当することを理由に外部公益通報として受理しないことを決定した場合は、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を遅滞なく通報者に対し教示しなければならない。

2 所管課は、外部公益通報として受理した後に通報対象事実に係る処分又は勧告等をする権限が他の行政機関に属することが明らかになったときは、当該行政機関を遅滞なく通報者に対し教示しなければならない。

（事実調査の実施）

第7条 所管課は、外部公益通報として受理を決定したときは、通報者が通報事案の関係者に特定されないよう十分配慮し、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査（以下「事実調査」という。）を行わなければならない。

2 所管課長は、事実調査の方法、内容等の適正を確保するとともに、事実調査の適切な進捗を図るため、事実調査について適宜確認を行うものとする。

3 所管課は、必要に応じて、通報者に対し、事実調査の進捗状況を通知す

るものとする。

4 所管課は、事実調査が終了したときは、その内容を外部公益通報調査結果記録票（別記第3号様式）に記録するものとする。

（事実調査の結果に基づく措置）

第8条 所管課は、事実調査の結果、通報対象事実があると認めた場合は、速やかに、法令に基づく処分又は勧告等の措置（以下「措置等」という。）を採らなければならない。

（事実調査の結果等の通知）

第9条 所管課は、通報者に対し通報対象事実についての事実調査の結果及び措置等の内容を外部公益通報調査結果等通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（事実調査等の協力）

第10条 通報対象事実に係る所管課が複数ある場合には、各所管課は、連携して事実調査をし、及び措置等を講じなければならない。

（通報者への通知）

第11条 第5条第2項、第7条第3項及び第9条に規定する通報者への通知又は第6条の規定による教示は、次に掲げる場合は行わないことができる。

- (1) 通報者の氏名又は連絡先が不明であるとき。
- (2) 通報者が当該通知を希望しないとき。
- (3) 適正な業務遂行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障があると認められるとき。

（秘密保持及び個人情報保護の徹底）

第12条 通報等への対応に関与した者（通報等に付随する職務等を通じて、外部公益通報に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、外部公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等への対応に関与した者は、通報等への対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報等への対応に関与する者は、秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（外部公益通報の相談、受付、事実調査、措置等及び通報者への結果通知の各段階をいう。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
 - (2) 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、事実調査等が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、被通報者及びその関係者に対して開示しないこと。ただし、通報等への対応を適切に行う上で、真に必要な最小限の情報を次号に規定する同意を得て開示する場合は、この限りでない。
 - (3) 通報者等の特定につながり得る情報を情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等に書面（電子メールを含む。）による明示の同意を得ること。
 - (4) 前号に規定する同意を得る場合には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。
- 4 当該対応に際しての秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令その他関係法令等に従うものとする。

（利益相反関係の排除）

第13条 通報等の処理に従事する者は、自ら当事者となっている案件に関する通報等その他の利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。

（その他）

第14条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。